

第 22 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

I. 事業報告

1. 当社の現況に関する事項
(企業集団の使用人の状況、企業集団の主要な営業所等、
事業譲渡等の状況、その他の企業集団の現況に関する重要な事項)
2. 会社役員に関する事項
(責任限定契約、補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項)
3. 当社の株式に関する事項
4. 当社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
7. 業務の適正を確保する体制
8. 特定完全子会社に関する事項
9. 親会社等との間の取引に関する事項
10. 会計参与に関する事項
11. その他

II. 連結計算書類

III. 計算書類

IV. 監査報告書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで)

上記事項につきましては、法令及び定款第 20 条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

I. 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	北陸銀行	北海道銀行	その他
使用人数	2,225 人	1,955 人	435 人

(注)使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(2) 企業集団の主要な営業所等

イ 株式会社北陸銀行

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
富山県	93	(29)
石川県	36	(6)
福井県	22	(5)
北海道	19	(3)
京浜地区	8	(-)
名古屋地区	3	(-)
京阪神地区	4	(-)
その他	3	(-)
合計	188	(43)

ロ 株式会社北海道銀行

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北海道	142	(8)
京浜地区	1	(-)
東北地区	1	(-)
合計	144	(8)

ハ その他の事業

ほくほくTT証券株式会社:本社、札幌営業部ほか
ほくほくコンサルティング株式会社:富山本社、札幌本社
北銀リース株式会社:本社、金沢支店ほか
株式会社北陸カード:本社、金沢支店ほか

(3) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1)責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
眞 鍋 雅 昭	会社法第 423 条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
舟 本 馨	同上
小 川 万 里 絵	同上
横 井 裕	同上
牧 野 真 也	同上

(2)補償契約

該当事項はありません。

(3)役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社 取締役(監査等委員を除く)、監査等委員である取締役、執行役員、管理職従業員 子会社 取締役、監査役、執行役員、管理職従業員	会社法第 430 条の 3 に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

3. 当社の株式に関する事項

(1)株式数

- ① 発行可能株式総数
 - 普通株式 280,000 千株
 - 第5種優先株式 110,000 千株
 - ② 発行済株式の総数
 - 普通株式 123,458 千株
 - 第1回第5種優先株式 42,983 千株
- (注)株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2)当年度末株主数

- 普通株式 32,724 名
- 第1回第5種優先株式 1,405 名

(3)大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,867	12.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,945	5.65
明治安田生命保険相互会社	3,395	2.76
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	3,110	2.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,022	2.46
住友生命保険相互会社	2,360	1.92
北陸電力株式会社	2,211	1.80
ほくほくフィナンシャルグループ職員持株会	2,120	1.72
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,578	1.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,576	1.28

- (注)1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(709 千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

第1回第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
公益社団法人北海道栽培漁業振興公社	2,000	4.65
北海道旅客鉄道株式会社	1,968	4.57
北海道電力株式会社	800	1.86
株式会社HDC	640	1.48
損害保険ジャパン株式会社	616	1.43
株式会社ニッセンレンエスコート	536	1.24
平和不動産株式会社	520	1.21
株式会社ほくせん	472	1.09
DCM株式会社	448	1.04
株式会社ラルズ	400	0.93
株式会社アスビック	400	0.93
三井住友海上火災保険株式会社	400	0.93
小野寺 眞悟	400	0.93

- (注)1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(11 千株)を控除して計算し、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

(4)役員保有株式

該当事項はありません。

4. 当社の新株予約権等に関する事項

(1)事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第6回新株予約権 ②新株予約権の数 1,197 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,970 株 ④新株予約権の行使期間 2017 年 7 月 15 日から 2047 年 7 月 14 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名 (新株予約権の個数 148 個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第7回新株予約権 ②新株予約権の数 1,751 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,510 株 ④新株予約権の行使期間 2018 年 7 月 12 日から 2048 年 7 月 11 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名 (新株予約権の個数 169 個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第8回新株予約権 ②新株予約権の数 3,293 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,930 株 ④新株予約権の行使期間 2019 年 7 月 11 日から 2049 年 7 月 10 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名 (新株予約権の個数 707 個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第9回新株予約権 ②新株予約権の数 5,232 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 52,320 株 ④新株予約権の行使期間 2020 年 7 月 11 日から 2050 年 7 月 10 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名 (新株予約権の 個数 869 個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第 10 回新株予約権 ②新株予約権の数 8,382 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 83,820 株 ④新株予約権の行使期間 2021 年 7 月 15 日から 2051 年 7 月 14 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名 (新株予約権の 個数 1,479 個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第 11 回新株予約権 ②新株予約権の数 11,970 個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 119,700 株 ④新株予約権の行使期間 2022 年 7 月 12 日から 2052 年 7 月 11 日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の 個数 2,016 個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第12回新株予約権 ②新株予約権の数 9,266個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 92,660株 ④新株予約権の行使期間 2023年7月15日から2053年7月14日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の 個数 1,461個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第13回新株予約権 ②新株予約権の数 6,070個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 60,700株 ④新株予約権の行使期間 2024年7月11日から2054年7月10日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名 (新株予約権の 個数 1,054個)
社外取締役(監査等委員を除く)	—	
監査等委員	—	

(2)事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人数
使用人	—	
子会社及び子 法人等の会社 役員及び使用 人 (当社の取締役 を兼務している 者7名を含む)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第13回新株予約権 ②新株予約権の数 6,070個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式60,700株 ④新株予約権の行使期間 2024年7月11日から2054年7月10日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞ れの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪 失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株 予約権を行使できるものとする。	38名 (新株予約権の 個数5,016個)

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 深田 建太郎 指定有限責任社員 業務執行社員 小松 聡 指定有限責任社員 業務執行社員 石黒 宏和	15	(注3)

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は133百万円であります。
3. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役、業務執行部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬見積りの算出根拠及びその合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の決議の内容

当社は、2025 年度における業務の適正を確保する体制について、2025 年 2 月 25 日開催の取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ 取締役会は、取締役候補の選定にあたっては、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図る。
 - ハ 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンス規定」を策定する。また、統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の維持・強化を図る。
 - ニ 取締役会は、年度毎に実践計画として「コンプライアンスプログラム」を策定し、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング防止等を徹底する。
 - ホ 取締役会は、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された通報・相談窓口に報告する体制を整備する。
 - ヘ 取締役会は、年度毎に「監査の基本方針」を策定し、これに基づき内部監査部門に、当社及びグループ会社の法令等遵守態勢の監査を行わせ、その結果を、取締役会及び監査等委員会等に報告させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役会は、取締役会規定及び文書管理規定等により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う体制を整備する。取締役は、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - イ 取締役会は、当社及びグループ各社を取り巻く様々なリスクの存在とそのコントロールの重要性を認識し、「リスク管理の基本方針」及び「リスク管理基本規定」を策定する。また、統括部署を設置し、グループ会社経営に付随する各種リスクを正しく認識・把握し、かつ適切な管理・運用を行うことによってグループ経営の健全性を確保する体制を整備する。
 - ロ 取締役会は、災害等の不測の事態や危機に備えて、「コンティンジェンシープラン」等を策定し、危機管理体制を確立する。
 - ハ グループ各社は、当該基本方針に則り、各社のリスク管理部署の緊密な連携により、適切なリスク管理を実施する。
 - ニ 取締役会は、年度毎に「監査の基本方針」を策定し、これに基づき内部監査部門に、当社及びグループ会社のリスク管理態勢の監査を行わせ、その結果を、取締役会及び監査等委員会等に報告させる。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定する。
 - ロ 取締役会は、基本職務及び業務機構・分掌事項の大綱などの組織に関する基準を定め、当社及びグループ各社の業務執行が組織的かつ効率的に行われる体制を整備する。
 - ハ 経営会議は、取締役会から業務の執行について委任を受け、定められた職務分掌に基づき、迅速かつ効率的に業務を執行する。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

イ 取締役会は、財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態及び経営成績について真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備する。

⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 取締役会は、グループ経営管理規程を定め、グループ各社が重要事項について当社へ付議・報告する体制を整備し、内部監査部門から法令等遵守・リスク管理の状況及び業務の適切性・有効性についての監査結果の報告を受け、グループ全体の経営管理を行う。

□ 取締役会は、グループ内取引等に関する管理体制の明確化及びグループ全体としての健全経営の堅持を目的に「グループ内取引に関する規定」を定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ 取締役会は、監査等委員会の監査業務の遂行を補助するために、独立性や実効性等に配慮し監査等委員が直接指揮命令できる専任の使用人を配置する。

□ 取締役会は、当該使用人の人事異動・懲戒等については、予め監査等委員会の同意を得ることとする。

⑧ 当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

イ 当社及びグループ会社の役職員は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実を直接あるいは間接的に監査等委員会に報告する。

□ 取締役会は、規定に基づく当社内の報告又はグループ会社から当社に対する報告について、選定監査等委員へ報告される体制を整備する。

ハ 監査等委員会又は選定監査等委員は、必要に応じて当社及びグループ会社の役職員に対し報告を求めることができる。

ニ 取締役会は、当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告・相談又は調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように体制を整備する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会が実効性ある監査職務を円滑に遂行するための体制整備を求めた場合は十分に協議し対応する。

□ 選定監査等委員は、経営会議等の重要な会議へ出席することができる。また、監査等委員会又は選定監査等委員は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を行うほか、内部監査部門、その他内部統制機能を所管する部署と緊密な協力・連携関係を保ち、定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができる。

ハ 監査等委員は、監査等委員会の職務の執行上必要と認める費用については、会社に請求することができる。

(2)業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会(11 回開催)は、取締役 13 名(うち社外取締役 5 名)で構成され、経営の基本方針や業務執行に関する各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行った。

- 社外取締役は、全員、独立役員として届出しており、取締役会における活発な意見交換を通して、監督機能、牽制機能を担っている。
 - ハ 当社及びグループ会社の役職員は、朝礼や各種会議等の場でコンプライアンス・マニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンスの徹底を図り、誠実かつ公正に業務を遂行している。
 - ニ 取締役会が策定した「コンプライアンスプログラム」の取組状況について、統括部署であるリスク統括部が、「実施状況」「定着状況」の観点で評価し、プログラムの改善を行うとともに、経営会議等に報告している。また、反社会的勢力対応として、子銀行の預金規定、融資約定書等に暴排条項を反映するとともに、反社情報照会データベースの情報共有化を図り、新規口座開設の未然防止や弁護士と連携した既存取引の解消に取り組んでいる。加えて、子銀行では金融庁・警察庁による口座の不正利用等防止対策に関する要請に基づき、顧客への周知、不正検知・取引制限の追加実施、警察等との連携等を強化している。
 - ホ アンチ・マネー・ローンダリングに外為法令等遵守を追加した態勢としたうえで、子銀行にAML兼外為法令等遵守専担者等を配置しているほか、規定等の整備、取引のモニタリングを行い、リスクベースアプローチによる監査を行っている。加えて、金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に照らしてグループの取り組み態勢を再評価して対応事項の洗い出しを行っている。
 - ヘ 当社及びグループ会社は、内部通報規定により当社常勤監査等委員や外部弁護士を含む複数の通報・相談窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図っている。
 - ト 取締役会が策定した「監査の基本方針」に基づき、内部監査部門である監査部が、当社及びグループ会社の法令等遵守態勢の監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会等に報告している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役会議事録は、取締役会規定に基づき、保存期間や保存場所を定めて保存・管理されているほか、その他の取締役の職務の執行に係る情報についても、諸規定に基づき適切に保存・管理されている。また、これらの文書等は、取締役が常時閲覧することが可能な体制を整備している。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ 経営会議は、子銀行のALM・リスク管理委員会等におけるリスク管理に関する報告を受けている。また、当社にグループALM・リスク管理委員会等を設置し、グループベースのリスク管理徹底に向けて取り組んでいる。取締役会は、リスク管理態勢についての内部監査結果に関する報告を受けている。これらの報告を踏まえて、リスクの状況に応じたルール見直し等を図るとともに、相互牽制機能が有効に働く体制を整備している。
 - コンティンジェンシープランでは、人命の安全、取引先・グループ会社の財産保全を最優先する基本方針のもと業務を可能な限り継続することとし、重要業務、復旧目標時間を設定し緊急事態発生時にグループ総合対策本部を設置することとしている。
 - ハ 当社及びグループ各社では、大規模災害やシステム障害等を想定したBCP訓練を複数回実施し、訓練結果の検証に基づき、改善に向けた体制整備に取り組んでいる。
 - ニ 大規模災害やサイバーインシデントに対しては、当社及びグループ会社が緊密に連携し、取引先や役職員等の安全の確保と当社及びグループ各社の事業継続の両立に向けた体制整備に取り組んでいる。
 - ホ 取締役会が策定した「監査の基本方針」に基づき、監査部が当社及びグループ会社のリスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会等に報告している。

- ④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、2022年4月から2025年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「Go forward with Our Region」を策定しており、定期的にその進捗状況の報告を受け、当社グループの業績や主要事項の進捗管理を行っている。
- ロ 取締役会の決議に基づく経営会議での業務執行、業務分掌規定等で定められた役職員への適切な権限移譲により、効率的かつ実効性のある運用がなされている。
- ハ 当社の取締役会・経営会議において、役員会議システムを導入し業務効率化と情報管理の徹底を図っている。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制
- イ 取締役会が定めた財務報告に係る内部統制評価の基本方針に基づき、監査部が当社及び子銀行その他子会社における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、経営会議に報告している。
- ⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ グループ各社は、グループ経営管理規程に基づき、当社に対し重要事項について付議・報告を適切に行っている。また、監査部は、リスクベースアプローチに基づく法令等遵守・リスク管理の状況と、業務の適切性・有効性を監査し、結果を取締役に報告している。これらの報告を受け、取締役会は当社を中心とした経営管理体制の下、適切な管理を行っている。
- ロ グループ内取引に関しては、リスク統括部が「グループ内取引に関する規定」に基づき報告等を求め、グループ内取引を網羅的に把握し、不適切な取引がないことを点検している。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ 取締役会は、独立性や実効性等に配慮し、監査等委員が直接指揮命令できる専任のスタッフ1名を配置している。
- ロ 当該スタッフの人事異動や採用等について、監査等委員会に事前に同意を得て、実施することとしている。
- ⑧ 当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- イ 当社及びグループ会社の役職員が、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実として、直接・間接を問わず報告した内容については、監査等委員会に回付されている。
- ロ 監査等委員会への実効的な報告・情報提供体制を整備し、取締役会議案は、各監査等委員が十分検討できる時間的余裕をもって回付している。また、規定に基づいて行われた当社内の報告又はグループ会社から当社に対する報告についても、選定監査等委員へ回付されている。
- ハ 内部通報規定により、通報・相談又は調査に協力したことを理由として、通報・相談窓口の利用者又は調査に協力した者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定めている。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 選定監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、監査等委員会への報告を定期的に実施している。また、監査等委員会又は選定監査等委員は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を開催している。加えて、監査部、リスク統括部から報告を受け、情報交換を行っている。
- ロ 監査等委員が外部専門家の助言を受けるための費用や外部の研修等を受けるために要した費用は会社から速やかに償還を受けている。

8. 特定完全子会社に関する事項

(単位:百万円)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2番26号	122,261	199,921
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	70,414	

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

自己株式の取得について、会社法第459条第1項第1号の規定により、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項に掲げる事項を取締役会決議をもって定めることができる旨定款に定めております。これらは、資本政策の弾力化・機動性の向上を図るためであります。

Ⅱ. 連結計算書類

第 22 期末(2025 年 3 月 31 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,191,879	預金	13,944,138
コールローン及び買入手形	122,421	譲渡性預金	87,707
買入金銭債権	7,012	コールマネー及び売渡手形	18,540
特定取引資産	1,131	売現先勘定	99,482
金銭の信託	18,880	債券貸借取引受入担保金	279,691
有価証券	2,318,732	特定取引負債	262
貸出金	10,458,581	借入金	1,095,462
外国為替	17,207	外国為替	673
その他資産	162,475	信託勘定借	4,834
有形固定資産	110,820	その他負債	171,038
建物	42,671	退職給付に係る負債	425
土地	57,141	役員退職慰労引当金	80
リース資産	2,461	偶発損失引当金	922
建設仮勘定	1,731	睡眠預金払戻損失引当金	731
その他の有形固定資産	6,815	特別法上の引当金	18
無形固定資産	8,876	繰延税金負債	11,781
ソフトウェア	7,624	再評価に係る繰延税金負債	4,903
リース資産	61	支払承諾	61,843
その他の無形固定資産	1,190	負債の部合計	15,782,539
退職給付に係る資産	17,620	(純資産の部)	
繰延税金資産	5,441	資本金	70,895
支払承諾見返	61,843	資本剰余金	101,770
貸倒引当金	△61,704	利益剰余金	424,103
		自己株式	△1,368
		株主資本合計	595,399
		その他有価証券評価差額金	35,450
		繰延ヘッジ損益	5,829
		土地再評価差額金	7,150
		退職給付に係る調整累計額	9,987
		その他の包括利益累計額合計	58,418
		新株予約権	542
		非支配株主持分	4,319
		純資産の部合計	658,681
資産の部合計	16,441,220	負債及び純資産の部合計	16,441,220

第22期 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		210,180
資金運用収益	137,794	
貸出金利息	96,429	
有価証券利息配当金	28,075	
コールローン利息及び買入手形利息	2,767	
預け金利息	9,944	
その他の受入利息	578	
信託報酬	18	
役務取引等収益	42,804	
特定取引収益	1,243	
その他業務収益	13,890	
その他経常収益	14,429	
その他の経常収益	14,429	
経常費用		158,558
資金調達費用	25,278	
預金利息	8,985	
譲渡性預金利息	150	
コールマネー利息及び売渡手形利息	837	
売現先利息	3,361	
債券貸借取引支払利息	7,749	
借入金利息	752	
その他の支払利息	3,442	
役務取引等費用	16,218	
その他業務費用	20,488	
営業経費	86,138	
その他経常費用	10,435	
貸倒引当金繰入額	6,650	
その他の経常費用	3,785	
経常利益		51,621
特別利益		3,877
固定資産処分益	163	
退職給付信託解約益	2,996	
移転補償金	717	
特別損失		1,759
固定資産処分損	966	
減損損失	789	
その他の特別損失	3	
税金等調整前当期純利益		53,739
法人税、住民税及び事業税	14,827	
法人税等調整額	△465	
法人税等合計		14,362
当期純利益		39,377
非支配株主に帰属する当期純利益		305
親会社株主に帰属する当期純利益		39,072

第22期 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
当期首残高	70,895	110,660	392,442	△900	573,098
当期変動額					
剰余金の配当			△8,551		△8,551
親会社株主に帰属する 当期純利益			39,072		39,072
自己株式の取得				△9,382	△9,382
自己株式の処分		△67		145	78
自己株式の消却		△8,822		8,822	－
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金の増加			866		866
持分法適用会社の増加に 伴う自己株式の増加				△55	△55
土地再評価差額金の取崩			272		272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△8,890	31,660	△468	22,301
当期末残高	70,895	101,770	424,103	△1,368	595,399

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	67,496	△1,242	7,563	13,567	87,384	504	3,945	664,933
当期変動額								
剰余金の配当								△8,551
親会社株主に帰属する 当期純利益								39,072
自己株式の取得								△9,382
自己株式の処分								78
自己株式の消却								－
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金の増加								866
持分法適用会社の増加に 伴う自己株式の増加								△55
土地再評価差額金の取崩								272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△32,045	7,072	△413	△3,579	△28,966	38	374	△28,553
当期変動額合計	△32,045	7,072	△413	△3,579	△28,966	38	374	△6,252
当期末残高	35,450	5,829	7,150	9,987	58,418	542	4,319	658,681

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 13 社

主要な会社名

株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行

(連結の範囲の変更)

ほくほくコンサルティング株式会社を新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 11 社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 2 社

子会社としなかった理由

投資事業等を営む非連結子会社が、事業承継のため出資したものであり、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 22 号 2011 年 3 月 25 日。以下「連結範囲適用指針」という。)第 16 項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等 2 社

会社名

ほくほくキャピタル株式会社、北海道リース株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

北海道リース株式会社の株式を、当社の子会社である株式会社北海道銀行が取得したことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11 社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の関連法人等 1 社

持分法非適用の非連結の関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 他の会社等の議決権の 20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 2 社

関連会社としなかった理由

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成のため出資したものであり、連結範囲適用指針第 24 項の要件を満たしているため、関連会社として取り扱っておりません。

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20 年間で均等償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物: 6年～50年

その他: 3年～20年

銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引

「無形固定資産」中のリース資産は上記(2)無形固定資産と同様に償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

(1) 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。

(2) 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利となる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが三月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要管理先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

(1) 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。

(2) 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要注意先」という。)、及び業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,489百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。ただし、当社及び北陸銀行においては、該当者の退任に伴い、全額取り崩し済みであります。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、発生年度から損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年又は9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、銀行業を営む連結子会社以外の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3)当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

13. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 61,704 百万円

当社グループの連結貸借対照表に占める貸出金の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「翌期以降の業績回復見込みや中長期的な経営改善計画(以下、「経営改善計画等」という。)の実現可能性」であります。

なお、債務者区分の判定にあたり、一部の債務者については、過去の業績に加え、直近の業況及び経営改善計画等の実現可能性に基づき債務者区分を決定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経営改善計画等の実現可能性の評価に用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる期首利益剰余金への影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,990 百万円
危険債権額	170,956 百万円
要管理債権額	31,839 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	31,839 百万円
小計額	215,787 百万円
正常債権額	10,466,840 百万円
合計額	10,682,627 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,868 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	901,623 百万円
貸出金	1,807,187 百万円

担保資産に対応する債務

預金	27,601 百万円
債券貸借取引受入担保金	279,691 百万円
借入金	1,087,625 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 142,965 百万円、その他資産(現金)209 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 14,626 百万円、保証金 3,436 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,560,854 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,403,097 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、株式会社北陸銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,097 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 107,093 百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 5,646 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 140,887 百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、4,834 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 1.「その他業務収益」には、国債等債券売却益 149 百万円を含んでおります。
- 2.「その他の経常収益」には、株式等売却益 11,024 百万円、持分法による投資利益 2,632 百万円を含んでおります。
- 3.「その他業務費用」には、国債等債券売却損 7,604 百万円、国債等債券償却 582 百万円、外国為替売買損 1,422 百万円を含んでおります。
- 4.「その他の経常費用」には、貸出金償却 392 百万円、債権売却損 262 百万円、株式等売却損 1,061 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	125,370	—	1,912	123,458	注1
第1回第5種優先株式	53,726	—	10,743	42,983	注1
合 計	179,096	—	12,655	166,441	
自己株式					
普通株式	801	1,952	1,995	759	注2
第1回第5種優先株式	11	10,742	10,743	11	注3
合 計	813	12,695	12,738	770	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少 1,912 千株及び第1回第5種優先株式の発行済株式の株式数の減少 10,743 千株は、消却であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,952 千株は、取得による増加 1,912 千株、持分法適用関連会社の増加に伴う当社株式の当社帰属分の増加 35 千株及び単元未満株式の買取りによる増加 5 千株であります。普通株式の株式数の減少 1,995 千株は、消却による減少 1,912 千株及びストック・オプションの行使による減少 83 千株及び単元未満株式の買増による減少 0 千株であります。
3. 第1回第5種優先株式の自己株式の株式数の増加 10,742 千株は取得であり、減少 10,743 千株は消却であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				542	
合計			—				542	

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	4983百万円	40.00円	2024年3月31日	2024年6月24日
	第1回第5種 優先株式	402百万円	7.50円	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,761百万円	22.50円	2024年9月30日	2024年12月10日
	第1回第5種 優先株式	402百万円	7.50円	2024年9月30日	2024年12月10日
合 計		8,551百万円			

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	3,375百万円	利益剰余金	27.50円	2025年3月31日	2025年6月23日
第1回第5種 優先株式	322百万円	利益剰余金	7.50円	2025年3月31日	2025年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出業務等の銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。貸出につきましては、地域経済との共栄を目指し、健全かつ適切な貸出運用を図るとともに信用リスク管理の強化に努めております。有価証券につきましては、リスク管理方針・規定等に基づいた厳格な運用を行っております。預金につきましては、地域のみなさまへの金融サービスの拡充に努めることで、安定的な調達を目指しております。借入金及び社債は、中長期的な資金調達としております。

当社グループが保有する貸出金等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という)を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金、有価証券であります。貸出金につきましては、お取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被る信用リスクに晒されており、有価証券につきましても、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、いずれも適切なリスク分散を図るよう努めております。

金融負債である預金や借入金等は、市場環境の急変や当社グループの財務内容の悪化等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるなどの流動性リスクに晒されております。

株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引等の通貨関連デリバティブ取引や、金利スワップ・金利先物・金利キャップ取引等の金利関連デリバティブ取引を、各行自身のALM目的と、お取引先の多様なニーズに応える目的で利用しております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

ただし、当社グループが保有する金融資産・金融負債で著しくリスクが高いものや、時価の変動率が高い特殊なデリバティブ取引の取り扱いはありません。

なお、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行では一部の資産・負債をヘッジ対象として金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しておりますが、ヘッジ会計の適用に際しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体管理するとともに、ヘッジの有効性を評価しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

「リスク管理基本規程」及びリスクに関する各種管理規定を定め、ALM・リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理を行っております。

① 信用リスクの管理

信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規定類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会へのリスク状況の報告等を実施しております。

具体的には、個別案件毎に営業店が的確に分析・審査を行い、営業店長の権限を越える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて営業店への適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

「市場リスク管理規定」等を定め、ALM・リスク管理委員会を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

i 金利リスクの管理

「金利リスク管理規定」等の諸規定にリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理部署が定期的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により金利リスク量をモニタリングするとともに、その結果をALM・リスク管理委員会に報告・協議し、必要な対策を講じる体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするために、金利リスク量に対する各種限度額を設定・管理し、ALMの観点から金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を利用して金利リスクの軽減を図っております。

ii 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを管理し、通貨スワップ等を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

iii 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有にあたり、経営会議等で定めた方針に基づき、取締役会の監督の下、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。なお、両行が保有している株式の多くは、政策保有目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、有価証券については、バリュエーション・リスク(VaR)等を用いて市場リスク量を把握し、規定で定めた各種ルールの遵守状況等が管理されており、取締役会及び経営会議等へ定期的に報告されております。

iv デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価・損益状況・リスク量の計測を行い、一定の限度を超える損失が発生しないように管理しております。

v 市場リスクに係る定量的情報

当社グループでは、市場リスクに係る定量的情報について、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行が、それぞれにおいて算定しております。

(ア) トレーディング目的の金融商品

北陸銀行では、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している通貨関連及び金利関連の一部に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル法(保有期間 1 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日)を採用しております。

2025 年 3 月 31 日現在、北陸銀行のトレーディング業務の市場リスク量(VaR)は 87 百万円であります。

北海道銀行では、トレーディング目的の金融商品はありません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」、「貸出金」、「債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利スワップション取引、金利キャップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「上場株式」及び「投資信託」であります。当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統計的なリスク計測手法であるVaRにより金利変動リスクや価格変動リスクを統一的に管理しております。

なお、VaRの算定にあたっては、ヒストリカル法(保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日)を採用し、金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

ただし、北海道銀行では商品有価証券業務(公共債窓販業務等)及び投資有価証券業務として行う特定金外信託運用におけるVaRは、保有期間を 10 日と定めそれぞれ個別に算定しており、特定金外信託運用におけるVaRは金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

2025 年 3 月 31 日現在、北陸銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品におけるVaRは 36,248 百万円であります。また、北海道銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品(商品有価証券、特定金外信託を除く)におけるVaRは 14,220 百万円、商品有価証券のVaRは 3 百万円、特定金外信託のVaRは 0 百万円であります。

また、VaR計測モデルのバックテストを定期的の実施し、モデルの妥当性を検証する態勢としており、適切なリスクの把握に努めております。ただし、VaRは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

VaRは統計的な信頼区間(99%)の下で、金融商品を保有する期間に相当する最大損失額ですが、特に金利リスクの影響を受ける主たる金融商品については、補完的なリスク指標として、指標となる金利が 100 ベーシス・ポイント(1.00%)上昇を想定した資産負債の時価変動額(100BPV: 100 ベーシス・ポイント・バリュー)を算出しております。

2025 年 3 月 31 日現在、指標となる金利が 1.00%上昇したものと想定した場合には、北陸銀行では時価が 71,759 百万円増加するものと把握しております。また、北海道銀行では時価が 45,853 百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、金利環境のみが変化する場合を想定しており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規定」に基づいて、運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。具体的には、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。

また、万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるように、流動性リスクの状況をALM・リスク管理委員会で定期的に報告・管理する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間(1年以内)のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
買入金銭債権	7,012	7,012	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,500	1,480	△19
その他有価証券(※4)	2,250,377	2,250,377	—
貸出金	10,458,581		
貸倒引当金(※1)	△60,040		
	10,398,540	10,320,319	△78,220
資産計	12,657,429	12,579,189	△78,240
預金	13,944,138	13,940,397	△3,741
借入金	1,095,462	1,077,126	△18,336
負債計	15,039,601	15,017,524	△22,077
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(601)	(601)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8,977	8,977	(※3) —
デリバティブ取引計	8,376	8,376	—

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※3)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(※4)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	29,344
組合出資金(※3)	37,510
非上場外国証券(※1)	0
合 計	66,855

(※1)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当連結会計年度において、非上場株式について33百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
買入金銭債権	1,036	—	—	—	6,107
有価証券					
満期保有目的 の債券	—	1,500	—	—	—
その他有価証 券のうち満期 があるもの	250,798	688,383	356,512	167,145	586,010
貸出金(※)	3,683,552	1,454,987	1,237,209	825,238	3,056,533
合 計	3,935,387	2,144,870	1,593,721	992,383	3,648,651

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
182,734 百万円、期間の定めのないもの 18,325 百万円は含めておりません。

(注3)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(※)	13,083,561	655,747	194,125	2,113	8,591
借入金	423,382	670,597	1,296	186	—
合 計	13,506,944	1,326,344	195,422	2,299	8,591

(※)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	7,012	7,012
有価証券				
その他有価証券	1,072,017	1,019,392	148,948	2,240,358
国債・地方債	670,617	580,441	—	1,251,059
社債	—	128,389	148,948	277,337
株式	165,481	25,800	—	191,282
その他	235,918	284,760	—	520,679
資産計	1,072,017	1,019,392	155,960	2,247,370
デリバティブ取引(※1)				
金利関連	—	8,468	—	8,468
通貨関連	—	△41	—	△41
商品関連	—	4	—	4
クレジット・デリバティブ	—	—	△55	△55
デリバティブ取引計	—	8,431	△55	8,376

(※1)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(※2)投資信託のうち、基準価額を時価とみなしているものは、本表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託計上額は10,018百万円となります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,480	—	1,480
国債・地方債	—	1,480	—	1,480
貸出金	—	—	10,320,319	10,320,319
資産計	—	1,480	10,320,319	10,321,800
預金	—	13,940,397	—	13,940,397
借入金	—	1,069,817	7,308	1,077,126
負債計	—	15,010,215	7,308	15,017,524

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をレベル3の時価としております。また、売掛金等の資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値をレベル3の時価としております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に東証プライム市場株式や国債・上場投資信託がこれに含まれます。

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いた場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには金利や格付別倒産確率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しており、これには社債のうち私募事業債が含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その帳簿価額をレベル2の時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いており、算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを各連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨オプション等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
買入金銭債権	DCF法	格付別倒産確率	0.000~0.653%
		予想損失率	—
		経費率	0.331%
私募事業債	DCF法	格付別倒産確率	0.000%~2.344%
		予想損失率	10.752%~14.298%
		経費率	0.295%~0.331%

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	買入金銭債権	社債	合計
当期首残高	10,457	158,954	169,411
当期の損益又はその他の包括利益	△49	△1,381	△1,430
損益に計上(※1)	2	△120	△118
その他の包括利益に計上(※2)	△51	△1,260	△1,312
購入、発行、取得	3,626	39,810	43,436
売却、償還、決済	△7,022	△48,434	△55,457
当期末残高	7,012	148,948	155,960
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—

(※1)連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2)連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社グループは経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のバック部門で時価の算定及び時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。検証結果は両銀行のミドル部門に報告され、時価のレベルの分類の適正性及び時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び私募事業債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、格付別倒産確率、予想損失率、経費率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

4. 投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2025年3月31日)

(単位:百万円)

当期首残高	9,875
当期の損益又はその他の包括利益	222
損益に計上(※1)	102
その他の包括利益に計上(※2)	119
購入	905
売却、償還	△984
当期末残高	10,018
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

(※1)連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2)連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△16

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	地方債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	地方債	1,500	1,480	△19
	小 計	1,500	1,480	△19
合 計		1,500	1,480	△19

3. その他有価証券(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	170,544	60,693	109,851
	債券	27,613	27,466	147
	国債	4,847	4,839	7
	地方債	—	—	—
	社債	22,766	22,627	139
	その他	198,961	189,988	8,972
	外国証券	157,246	150,789	6,457
	その他	41,714	39,198	2,515
	小 計	397,120	278,148	118,971
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	20,737	23,503	△2,765
	債券	1,500,783	1,546,427	△45,643
	国債	665,770	686,554	△20,784
	地方債	580,441	599,734	△19,293
	社債	254,571	260,137	△5,566
	その他	343,748	366,554	△22,806
	外国証券	212,097	220,378	△8,281
	その他	131,651	146,175	△14,524
	小 計	1,865,269	1,936,485	△71,216
合 計		2,262,389	2,214,634	47,755

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	32,215	10,382	738
債券	58,095	0	3,470
国債	—	—	—
地方債	57,853	—	3,470
社債	241	0	—
その他	41,608	790	4,457
外国証券	29,739	1	3,960
その他	11,869	788	496
合 計	131,919	11,173	8,665

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、592 百万円(株式 9 百万円、社債 121 百万円、その他 461 百万円)であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ 30%超下落
正常先	時価が取得原価の 50%以上下落、又は、時価が取得原価の 30%超 50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※ 減損処理の判定にあたって、株式の時価は、連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2025 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	14,080	—

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
その他の金銭の信託	4,800	4,800	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 116 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計36名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計35名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 11名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計34名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 105,850株	当社普通株式 62,950株	当社普通株式 55,400株
付与日	2012年11月28日	2013年8月13日	2014年7月11日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2012年11月29日から2042年11月28日まで	2013年8月14日から2043年8月13日まで	2014年7月12日から2044年7月11日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 5名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 11名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計36名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち7名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計37名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 7名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち7名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 41,730株	当社普通株式 106,200株	当社普通株式 75,960株
付与日	2015年7月14日	2016年8月12日	2017年7月14日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2015年7月15日から2045年7月14日まで	2016年8月13日から2046年8月12日まで	2017年7月15日から2047年7月14日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海 道銀行の取締役又は執行 役員を兼務しているので、 合計37名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海道 銀行の取締役又は執行役 員を兼務しているので、合 計37名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 11名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海 道銀行の取締役又は執行 役員を兼務しているので、 合計36名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数(注)	当社普通株式 87,420株	当社普通株式 114,610株	当社普通株式 138,000株
付与日	2018年7月11日	2019年7月10日	2020年7月10日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2018年7月12日から 2048年7月11日まで	2019年7月11日から 2049年7月10日まで	2020年7月11日から 2050年7月10日まで

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海 道銀行の取締役又は執行 役員を兼務しているので、 合計37名	当社取締役 6名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 5名は北陸銀行又は北海道 銀行の取締役又は執行役 員を兼務しているので、合 計37名	当社取締役 6名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 5名は北陸銀行又は北海 道銀行の取締役又は執行 役員を兼務しているので、 合計37名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数(注)	当社普通株式 154,930株	当社普通株式 156,200株	当社普通株式 110,890株
付与日	2021年7月14日	2022年7月11日	2023年7月14日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2021年7月15日から 2051年7月14日まで	2022年7月12日から 2052年7月11日まで	2023年7月15日から 2053年7月14日まで

	第13回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 7名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 13名 ただし、当社取締役7名は 北陸銀行又は北海道銀行 の取締役を兼務している ので、合計38名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	当社普通株式 60,700株
付与日	2024年7月10日
権利確定条件	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。
権利行使期間	2024年7月11日から 2054年7月10日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)							
前連結会計年度末	4,910	4,870	4,230	4,450	15,240	14,110	20,290
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	1,200	2,960	2,140	2,780
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	4,910	4,870	4,230	3,250	12,280	11,970	17,510

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	60,700
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	60,700
未確定残	－	－	－	－	－	－
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	36,570	58,990	103,360	145,650	110,890	－
権利確定	－	－	－	－	－	60,700
権利行使	3,640	6,670	19,540	25,950	18,230	－
失効	－	－	－	－	－	－
未行使残	32,930	52,320	83,820	119,700	92,660	60,700

(注)2016年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	－	－	－	2,055.0	2,055.0	2,055.0	2,055.0
付与日における公正な評価単価(円)	1,080	1,820	2,010	2,650	1,170	1,717	1,353

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,055.0	2,055.0	2,055.0	2,055.0	2,055.0	－
付与日における公正な評価単価(円)	1,080	802	759	769	1,111	1,926

(注)2016年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による影響を反映した金額を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第13回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第13回新株予約権
株価変動性(注1)	30.216%
予想残存期間(注2)	1年8カ月
予想配当(注3)	40.00円/株
無リスク利率(注4)	0.269%

(注)1. 予想残存期間(1年8カ月)に対応する期間(2022年11月から2024年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任時期を見積もっております。

3. 2024年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	北陸銀行	北海道銀行	計		
信託報酬	18	—	18	—	18
役務取引等収益	15,301	14,979	30,281	6,858	37,139
預金・貸出業務	4,528	6,369	10,898	—	10,898
為替業務	5,234	4,075	9,309	—	9,309
証券関連業務	1,229	1,549	2,778	1,809	4,588
代理業務	590	577	1,167	455	1,622
保護預り・貸金庫業務	136	70	206	—	206
その他	3,582	2,338	5,921	4,593	10,514
その他業務収益	—	—	—	1,774	1,774
その他経常収益	—	—	—	33	33
顧客との契約から生じる経常収益	15,319	14,979	30,299	8,665	38,965
上記以外の経常収益	94,388	62,297	156,685	14,529	171,215
外部顧客に対する経常収益	109,707	77,277	186,985	23,194	210,180

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、証券業、リース業、クレジットカード業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

STEP1:契約の識別

STEP2:契約における履行義務の識別

STEP3:取引価格の算定

STEP4:履行義務への取引価格の配分

STEP5:履行義務の充足による収益の認識

「収益認識会計基準」の適用範囲は「顧客との契約から生じる収益」であり、北陸銀行及び北海道銀行においては主として役務取引等収益が対象となります。

北陸銀行及び北海道銀行は為替業務に含まれる振込や預金業務に含まれる口座振替などの資金決済業務や、投資信託や生命保険契約の販売代理業務を行っており、当該業務に伴い収受する手数料は、決済や販売契約の締結などの履行義務が「一時点」で充足する場合は、履行義務が充足される時点において収益を認識しております。

そのほか、履行義務が「一定の期間」にわたり充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

北陸銀行及び北海道銀行以外のその他のセグメントは概ね同様の方法により収益を認識しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	5,150 円 89 銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	311 円 56 銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	310 円 29 銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2025 年 2 月 25 日の取締役会において、第1回第5種優先株式の全部につき、当社定款第 13 条に基づき、2025 年 4 月 1 日に取得を行うことを決議し、同日取得いたしました。

(1) 取得した株式の種類	第1回第5種優先株式
(2) 取得した株式の総数	42,971,936 株(発行済株式総数から自己株式を除く全株式)
(3) 取得価額	1株につき 500 円(総額 21,485,968,000 円)
(4) 取得先及び取得方法	第1回第5種優先株式の全株主から、全株式を取得。
(5) 取得日	2025 年 4 月 1 日

Ⅲ. 計算書類

第 22 期末(2025 年 3 月 31 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,320	流動負債	265
現金及び預金	1,312	預り金	5
前払費用	5	未払費用	87
その他	1	未払配当金	103
固定資産	198,601	未払法人税等	9
無形固定資産	0	その他	58
ソフトウェア	0	負債の部合計	265
投資その他の資産	198,600	(純資産の部)	
関係会社株式	198,140	株主資本	199,113
その他	460	資本金	70,895
		資本剰余金	90,676
		資本準備金	82,034
		その他資本剰余金	8,641
		利益剰余金	38,828
		その他利益剰余金	38,828
		繰越利益剰余金	38,828
		自己株式	△1,286
		新株予約権	542
		純資産の部合計	199,656
資産の部合計	199,921	負債及び純資産の部合計	199,921

第22期 〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	11,317
関係会社受取配当金	10,568
関係会社受入手数料	749
営業費用	765
販売費及び一般管理費	765
営業利益	10,551
営業外収益	18
その他の営業外収益	18
営業外費用	71
借入金利息	2
事務委託費	64
その他の営業外費用	5
経常利益	10,498
税引前当期純利益	10,498
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等合計	4
当期純利益	10,493

第22期 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	70,895	82,034	17,532	99,566	36,885	36,885	△872	206,474	504	206,978
当期変動額										
剰余金の配当					△8,551	△8,551		△8,551		△8,551
当期純利益					10,493	10,493		10,493		10,493
自己株式の取得							△9,382	△9,382		△9,382
自己株式の処分			△67	△67			145	78		78
自己株式の消却			△8,822	△8,822			8,822	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									38	38
当期変動額合計	－	－	△8,890	△8,890	1,942	1,942	△413	△7,360	38	△7,322
当期末残高	70,895	82,034	8,641	90,676	38,828	38,828	△1,286	199,113	542	199,656

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：4年～10年

(2) 無形固定資産

商標権については、10年間の均等償却を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権(区分掲記されていないもの)
 - 流動資産
 - 預金 1,303 百万円
 - 固定資産
 - 投資その他の資産
 - その他(立替金) 460 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引(区分掲記されていないもの)

営業費用 230 百万円

営業取引以外の取引(区分掲記されていないもの)

営業外収益 1 百万円

営業外費用 2 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	787	1,917	1,995	709	注1
第1回第5種優先株式	11	10,742	10,743	11	注2
合 計	798	12,660	12,738	720	

(注)1. 普通株式の株式数の増加 1,917 千株は、取得による増加 1,912 千株及び単元未満株式の買取りによる増加 5 千株であります。普通株式の株式数の減少 1,995 千株は、消却による減少 1,912 千株及びストック・オプションの行使による減少 83 千株及び単元未満株式の買増による減少 0 千株であります。

2. 第1回第5種優先株式の増加 10,742 千株は、取得による増加であり、減少 10,743 千株は、消却による減少であります。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 北陸銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	借入金の返済	6,500	—	—
				借入金利息の支払(注1)	2	—	—
				配当金の受取	4,263	—	—
				経営管理料の受取(注2)	440	—	—
				事務協力費の支払(注3)	115	—	—
子会社	株式会社 北海道銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	関係会社株式の譲渡(注4)	5,371	—	—
				配当金の受取	1,302	—	—
				経営管理料の受取(注2)	250	—	—
				事務協力費の支払(注3)	102	—	—
子会社	北陸保証サー ビス株式会社	所有 直接 100%	経営管理	配当金の受取	5,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 借入金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

注2 経営管理料は「グループ経営管理契約書」に基づいて受入しております。

注3 事務協力費は当社への出向者の人件費であります。

注4 北海道銀行が発行する第二種優先株式の自己株式取得(10,743 千株)であります。取引価格は、発行要領に定められた1株当たり 500 円であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産額 1,444 円 45 銭
- 1株当たり当期純利益金額 79 円 34 銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 79 円 02 銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2025 年 2 月 25 日の取締役会において、第1回第5種優先株式の全部につき、当社定款第 13 条に基づき、2025 年 4 月 1 日に取得を行うことを決議し、同日取得いたしました。

(1) 取得した株式の種類	第1回第5種優先株式
(2) 取得した株式の総数	42,971,936 株(発行済株式総数から自己株式を除く全株式)
(3) 取得価額	1株につき 500 円(総額 21,485,968,000 円)
(4) 取得先及び取得方法	第1回第5種優先株式の全株主から、全株式を取得。
(5) 取得日	2025 年 4 月 1 日

IV. 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025 年5月9日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ北陸事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 深 田 建太郎
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 小 松 聡
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 黒 宏 和

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条 4 項の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含

まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025 年5月9日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ北陸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 宏 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ監査等委員会

取締役常勤監査等委員 北 川 博 邦

取締役監査等委員 眞 鍋 雅 昭

取締役監査等委員 舟 本 馨

取締役監査等委員 小 川 万里絵

取締役監査等委員 横 井 裕

取締役監査等委員 牧 野 真 也

(注) 取締役監査等委員 眞鍋雅昭、舟本馨、小川万里絵、横井裕及び牧野真也は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上